

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	阿久根市 児童扶養手当等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿久根市は、児童扶養手当等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

阿久根市長

公表日

令和7年12月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当等に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している者に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行っている。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <p>①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行 ②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給 ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定 ④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施 ⑤年齢到達による額改定異動 ⑥鹿児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、鹿児島県電子申請共同運営システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		複数人でチェックを行うなど、人為的ミスを未然に防ぐように努めている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を取り扱う職員を対象に、情報セキュリティや個人情報保護に関する研修を定期的に実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	生きがい対策課長 早瀬 則浩	生きがい対策課長 山元 正彦	事後	
平成29年4月1日	①部署	生きがい対策課	福祉課	事後	
平成29年4月1日	②所属長	生きがい対策課長 山元 正彦	福祉課長 山元 正彦	事後	
平成30年4月1日	②所属長	福祉課長 山元 正彦	福祉課長 川畑 幸博	事後	
平成31年4月1日	②所属長	福祉課長 川畑 幸博	福祉課長	事後	新様式に対応
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	9項目追加	事後	新様式に対応
令和3年8月19日	I-1-② 事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している者に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行っている。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行 ②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給 ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定 ④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施 ⑤年齢到達による額改定異動 	<p>児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している者に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行っている。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行 ②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給 ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定 ④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施 ⑤年齢到達による額改定異動 ⑥鹿児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請 	事後	
令和3年8月19日	I-1-③ システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、鹿児島県電子申請共同運営システム	事後	
令和3年8月19日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37項	番号法第9条第1項 別表第一 37項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 阿久根市個人情報の利用等に関する条例(番号法第9条第2項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月19日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第二 57項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号,第9号,第11号 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第10条の3,第12条,第19条,第26条 の2,第35条,第36条,第44条,第53条,第59条の2 の2 阿久根市個人番号の利用等に関する条例別 表第2及び別表第3 別表第2:右欄(特定個人情報)に「児童扶養手 当関係情報」が含まれる項(2) 別表第3:右欄(特定個人情報)に「児童扶養手 当関係情報」が含まれる項(2) (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第31条	事前	令和3年9月1日に施行される 番号法の改正に伴う変更
令和3年8月19日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	
令和3年8月19日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	
令和7年11月28日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第29条 阿久根市個人情報の利用等に関する条例(番 号法第9条第2項)	番号法第9条第1項 別表 56項	事後	法改正に伴う変更
令和7年11月28日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号,第9号,第11号 别表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第10条の3,第12条,第19条,第26条 の2,第35条,第36条,第44条,第53条,第59条の2 の2 阿久根市個人番号の利用等に関する条例別 表第2及び別表第3 別表第2:右欄(特定個人情報)に「児童扶養手 当関係情報」が含まれる項(2) 別表第3:右欄(特定個人情報)に「児童扶養手 当関係情報」が含まれる項(2) (情報照会事務) 番号法第19条第8号 别表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第31条	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 17、20、42、53、76、89、90、125、141、 155、161の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 81の項	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月28日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	令和7年11月28日 時点	事後	
令和7年11月28日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	令和7年11月28日 時点	事後	
令和7年11月28日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年11月28日	IV-8 判断の根拠	—	複数人でチェックを行うなど、人為的ミスを未然に防ぐように努めている。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年11月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年11月28日	IV-11 当該対策は十分か 【再掲】	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年11月28日	IV-11 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う職員を対象に、情報セキュリティや個人情報保護に関する研修を定期的に実施している。	事後	様式変更に伴う項目追加